

○ 市町村サービス一覧【松茂町】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したことから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

| 番号 | 制度・行政サービス名 | 対象・内容 | サービス提供に当たっての 留意事項 | 受領証又は受領カードの提示 | | 問合せ先 | | 備考 |
|----|--------------------------|--|---|---------------|----|--------------|------------------------------|----------------------------|
| | | | | 必要 | 不要 | 担当課名 | 電話番号 | |
| 1 | 教育・保育給付認定申請及び施設等利用給付認定申請 | 保育施設等の利用に係る申請をパートナーの子の保護者として申請できる。（住民票が同居の場合） | パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、各要件に応じた添付書類が必要である。 | ○ | | 福祉課 学校教育課 | 088-699-8713 088-699-8719 | |
| 2 | DV相談 | パートナーからの暴力の相談ができる。 | | ○ | | 福祉課 | 088-699-8713 | |
| 3 | 母子健康手帳の交付 | 妊婦本人に交付できない場合は、パートナーが代理申請、受領ができる。 | 申請者の本人確認と電話等による妊婦本人の意思確認ができれば、交付する。 | ○ | | 保健相談センター | 088-683-4533 | |
| 4 | 災害時の安否情報の提供 | 照会者が、パートナーシップを宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供することができる。 | パートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要。 | ○ | | 危機管理課 | 088-699-8725 | 災害時に受領証又は受領カードを紛失した場合は個別対応 |